

犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座の効果、意義について

弁護士 ● 熊谷 明彦

1 被害者支援ネットワークでは、2011年から、法曹界や教育機関、警察関係、行政等への進路を希望している大学生・大学院生を対象に、犯罪被害者ご本人、ご家族、ご遺族が被害後に置かれている状況についての理解を深めるとともに、犯罪被害者を支援する活動を促進するため「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」を実施している。

この講座は、日本財団助成事業として実施されており、具体的には、大学・大学院の担当教授のご協力を得て、担当教授の希望に沿った講師を全国被害者ネットワーク事務局がコーディネートして派遣する方法により行われており、2019年度は、9大学・大学院で実施し、合計760名の学生及び大学院生が受講している。

私も、この講座の講師として、いくつかの大学・大学院で講義させていただいており、毎回、熱心に受講するたくさんの学生の姿に接し、この講座の意義深さを体感している。

そこで、私の経験を中心に、この講座の意義について、思うところを述べることにする。

2 犯罪被害者は、様々な苦しみに耐えることを強いられるので、あたたかい支援が必要だと言えば、これに正面から反対する者はいないと思う。この点は、学生達も同じである。

しかし、このような抽象的な認識に止まっている限りは、犯罪被害者支援に思いを巡らすことも、深く理解しようとすることもないと思われる。

そこで、私は、学生達に、まず、犯罪被害者になるということはどういうことなのか具体的にイメージしてもらおうこと、そして、犯罪被害者になることは珍しいことでなく、いつ自らが犯罪被害者になったとしてもおかしくないという現実を理解してもらおうことに努めている。

幸い、私が講師を担当する時は、いつも、犯罪被害者の方にも講師をお願いしているので、犯罪被害者の方から、犯罪に遭ったときの恐怖と苦しみ、心と体に負った傷の痛み、刑事裁判のこと、加害者に対する思いなどの実体験をお話していただいている。

犯罪被害者の方のお話は、当然のことながら、臨場感、緊張感に溢れ、学生達には、次第に、犯罪の被害に遭うことについての具体的なイメージが芽生え、恐怖による拒絶感から下を向いたり、前を向いたまま涙を流し出したり様々な反応を示し始める。

その後、私が、犯罪は殺人や性犯罪だけでなく、交

熊谷 明彦

公益社団法人被害者支援都民センター監事 弁護士

● 略歴

昭和62年 中央大学法学部卒業

昭和63年 神奈川県内広域水道企業団勤務(地方公務員)

平成5年 第47期司法修習生

平成7年 検察官任官

東京地検、横浜地検、東京法務局訟務部付検事等を歴任

平成17年 弁護士登録

通犯罪など多種多様であること、また、犯罪被害に苦しむのは、犯罪被害者本人だけでなく、ご家族、ご遺族など多数に及ぶことを説明し、犯罪被害者の方のお話は、単なるお話でなく、次の瞬間、自分の身に起こるかもしれない現実感のあるものだということを説明すると、ほとんどの学生達の心に伝わっているように感じる。

3 この講座の最も意義深い点を挙げるならば、学生達に、犯罪の被害に遭うことについての具体的なイメージを伝えることにあると思う。具体的にイメージすることができれば、さらに、犯罪被害者について知り、犯罪被害者支援の在り方について知ろうという意欲に繋がるのが期待できるし、そこまでに至らなくても、犯罪被害者支援の重要性についての認識を深めてもらうことはできるはずである。

犯罪被害者本人でなくても、例えば、臨床心理士の方であれば、犯罪被害者の心理状態を説明し、犯罪被害者に対して言ってはいけないことなどを具体的に説明することによって、同様の目的を達することできると思われるし、私のような法曹資格者であれば、憲法や刑法には被害者という用語は用いられていないことを強調した上で、法律的観点から被害者支援を考えるに当たっては、伝統的な刑事法などの発想に固執せず、犯罪被害者の実際の姿をイメージして新しい発想で考える必要があること、そのような目線で、被害者参加制度など比較的最近制定された被害者のための法制度を学ぶべきであることを説明することも有益だと思われる。

4 この講座を実施する大学・大学院が益々増加し、犯罪被害者支援の重要性についての認識を深めた多数の学生たちが社会人となり、多方面で活躍されることを願っている。

そして、近い将来、この講座を受講した学生達のなかから、私たちの後を引き継いで、犯罪被害者支援をより発展させる者が出てくることを期待している。